

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月12日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第7号

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則の一部を改正する規則

野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則（令和3年野田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2 生後3か月から6か月までの間に受ける健康診査のうち、問診及び診察（併せて行う保健指導を含む。）の項及び生後9か月から11か月までの間に受ける健康診査のうち、問診及び診察（併せて行う保健指導を含む。）の

「
項中

6, 5 7 2 円

 を

6, 6 3 8 円

 に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の野田市妊婦一般健康診査及び乳児一般健康診査等費用助成規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に支給対象者が受診した対象検査に係る助成金の支給について適用し、同日前に受診した対象検査に係る助成金の支給については、なお従前の例による。